

# HighSociety Japan 定款

## 第1章 総則

### (第1章1条 名称および所在地)

- 1 本会は HighSociety Japan と称する。
- 2 本会は、本部を 東京都千代田区神田紺屋町5番地2野本ビル5階 に置く。

### (第1章2条 運営企業および本会の組織)

- 1 本会は 株式会社シスデイズ によって運営される。
- 2 本会の代表者は、本会の会員の中から運営企業が選任する。  
現職の代表者は会員番号 000001 宮野 清隆 とし、任期は定めない。
- 3 本会は代表以外の役職を設置しない。

### (第1章3条 本会の目的)

本会の目的は下記の通りとする。但し、本会の活動がこれに限定されることを意味しない。

- 一 高いステータスを持つ人同士が交流する場を提供することで、新たな価値の創造を促すこと
- 二 会員の社会的価値を高め、更なる社会貢献への助力とすること
- 三 本会の活動を発信することで社会に刺激を与え、社会全体の活力向上に繋げること

### (第1章4条 諸規約)

- 1 本会は、定款とは別に諸規約を定めることができる。
- 2 諸規約の制定ないし改訂は運営企業が行い、その内容が会員に周知された時点で有効となる。

## 第2章 会員

### (第2章1条 会員の定義)

- 1 本会における会員とは、下記の条件を全て満たす者を指す。
  - 一 会員資格を満たし、本会への入会の意思を表明していること
  - 二 本会を退会していないこと
  - 三 退会処分を受けていないこと
- 2 運営企業の役員ないし従業員も、会員資格を満たすならば会員となることができる。

### (第2章2条 会員資格)

- 1 本会の会員資格は、下記いずれかの条件を満たすことで得ることができる。
  - 一 給与所得者は、直近の年度における給与・賞与の額面金額が合計 1,000 万円以上であること
  - 二 個人事業者は、直近の年度における事業所得金額が 1,000 万円以上であること

- 三 上記各項の組み合わせにより、直近の年度における年収額が1,000万円以上となること
  - 四 その他、本会が認める方法により年収額が1,000万円以上であることを証明できること
- 2 入会を希望する者は、前項の条件を満たすことを証明する資料を提出しなくてはならない。
  - 3 会員資格の証明方法は、運営企業が別途定めるものとする。
  - 4 前項の規定に関わらず、後述する禁止事項に該当することが入会時点で判明している者に対し、本会は入会を拒否することができる。

#### (第2章3条 会員の義務)

- 1 会員は、氏名・住所等の情報を、会員情報として本会に提出しなくてはならない。
- 2 会員は、提出した情報に変更が生じた場合は速やかに変更の届け出を行うものとする。
- 3 会員は、本会の定款および諸規約を遵守しなくてはならない。これは入会後に改訂ないし新設された定款および諸規約についても同様とする。

#### (第2章4条 退会)

- 1 会員は任意の時期に退会することができる。
- 2 会員は、入会後に会員資格を満たさなくなった場合、自ら退会の申請を行うものとする。
- 3 本会は、後述する禁止事項を行ったと判断した会員を退会処分にすることができる。

### 第3章 会計

#### (第3章1条 会費等)

- 1 会員が本会に支払う会費等は下記の通りとする。
  - 一 入会金 10,000円（再入会の場合も同様）
  - 二 年会費 なし
- 2 前項に加え、本会が主催する行事等において、本会は会員から参加費を徴収することができる。但し、参加費は事前に会員へ告知されていることを条件とし、出席を強制してはならない。
- 3 本会は会員に対し、会費等の一部または全部を免除することができる。

#### (第3章2条 会計管理)

本会の会計は運営企業の会計と一体として管理し、独立した会計管理は行わない。

#### (第3章3条 返金)

- 1 本会は、下記いずれかに該当する会員へ入会金を返金する。
  - 一 入会后1年以内に退会処分を科す場合
  - 二 入会后1年以内に本会が解散した場合
- 2 前項の規定に関わらず、会員が自らの意思により退会した場合は返金を行わない。

### 第4章 本会の活動における規則

#### (第4章1条 名称およびロゴの使用)

会員は、別途定める名称ロゴ使用規約の範囲内において、HighSociety Japan の名称およびロゴを使用することができる。

#### (第4章2条 禁止事項および制裁)

1 会員は下記の行為を行ってはならない。

- 一 他の会員または運営企業の著作権・肖像権・その他知的所有権を侵害する行為
- 二 他の会員または運営企業の財産・プライバシー等を侵害する行為
- 三 他の会員または運営企業に対する誹謗中傷、迷惑となる行為、不快感を抱かせる行為
- 四 本会で入手した情報を、複製・販売出版その他私的利用の範囲を超えて使用する行為
- 五 本会の運営を妨げ、あるいは信頼を毀損するような行為
- 六 その他、法律・法令・公序良俗に違反する行為または違反のおそれのある行為

2 本会は前項の禁止事項に抵触した会員に対し、会員活動の一部または全部に対する制限、もしくは退会処分を科すことができる。

#### (第4章3条 反社会的集団の排除)

1 暴力団等の反社会的集団に対して下記の行為を行った会員は、直ちに退会処分とする。

- 一 反社会的集団に所属する、ないし取引を行う行為
- 二 反社会的集団に対し、資金等を提供ないし便宜を供与する行為
- 三 その他、反社会的集団を利用する行為

2 会員は、本会での活動において反社会的勢力との接触が発生した場合、速やかに運営企業へ報告しなくてはならない。

### 第5章 免責事項

#### (第5章1条 本会の免責事項)

1 本会は、本会での活動において会員に生じた損害について、本会に責任がある場合を除き責任を負わないものとする。

2 本会は、第三者の責に帰すべき事由によって、会員が会員向けサービスの一部または全部を利用できないことについて責任を負わないものとする。

3 本会は、コンピューターシステムの保守点検等、本会の運営に必要な事由により、会員向けサービスの一部ないし全部を一時的に停止することができるものとする。

#### (第5章2条 管轄裁判所)

本会の活動に関する一切の紛争事項は、訴額に応じて、東京地方裁判所または東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする

## 第6章 定款の改訂

### (第6章1条 定款の改訂)

- 1 運営企業は定款を改訂することができる。
- 2 改訂後の定款は、その内容が会員に周知された時点で有効となる。

### (第6章2条 定款の改訂履歴)

2018年12月1日 初版作成

以上

HighSociety Japan